## チェックリスト

## 駐車場法施行令に基づく構造・設備基準

	は他们に多りて特定 欧州冬午		
項 目 及び条文	構 造 · 設 備 基 準	適・否	備 考 (具体の内容・数値等を記入する)
出口及び 入口 (令7条1項1号)	(イ) 道路交通法第44条各号に掲げる道路の 部分に出入口を設けてはならない。		
(令7条2項)	① 交差点,横断歩道,自転車横断帯,踏切 ,軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な 坂又はトンネル (トンネルについては、「必要な変速車線を		
	設けること、必要な交通整理が行われること 等により、国土交通大臣が円滑かつ安全 な交通の確保に支障がないと認めるもの」( ★)については、適用しない。)		
	<ul><li>② 交差点の側端又は道路の曲り角から</li><li>5 m以内の部分</li><li>(前記(★)のものについては、適用しない。)</li></ul>		
	③ 横断歩道又は自転車横断帯の前後の 側端からそれぞれ前後に5m以内の部分		
	④ 安全地帯の左側の部分及び当該部分 前後側端からそれぞれ前後に10m以内 の部分		
	⑤ 乗合自動車の停留所,路面電車等の停 留所等を表示する標示柱,標示板から10 m以内の部分		
	⑥ 踏切の前後の側端からそれぞれ前後 に10m以内の部分		
	⑦ その他公安委員会が指定した場所		
	(p) 横断歩道橋(地下横断歩道を含む)の 昇降口から5m以内の道路の部分に出入 口を設けてはならない。		
	(ハ) 小学校, 盲学校, 聾学校, 養護学校, 幼稚園, 保育所, 知的障害児通園施設, 肢体不自由児通園施設, 情緒障害児短期, 治療施設, 児童公園, 児童遊園, 児童館の出入口から20m以内の道路の部分*に出入口を設けてはならない。		
	(* 当該出入口に接するさくの設けられた歩 道を有する道路及び当該出入口に接する歩 道を有し、かつ縁石線又はさくその他これに 類する工作物により、車線が往復の方向別に 分離されている道路以外の道路にあっては、 当該出入口の反対側及びその左右20m以内 の道路の部分を含む。)		
	ナル 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	: 割11ヶ	

<sup>※</sup> 該当しない項目については、適・否の欄に"-"を記入してください。

<sup>※※</sup>大臣認定された特殊駐車装置については、本リストのうち構造・設備に関する基準は適用しません。

項目	構 造 · 設 備 基 準	適・否	備考
及び条文		_ 1	(具体の内容・数値等を記入する)
(令7条1項1号) (令7条2項)	(=) 橋に出入口を設けてはならない。 (前記(★)のものについては、適用しない。)		
	(ホ) 幅員6m未満の道路に出入口を設けて はならない。		
	(^) 縦断勾配が10%を越える道路に出入口 を設けてはならない。		
(令7条1項2号)	(ト) 前面道路が二つ以上ある場合は、自動車 交通に支障の少ない道路に出入口を設け ること。 (歩行者通行に著しい支障を及ぼすおそれが あるとき、その他特別の理由があるときを除く 。)		
(令7条1項3号)	(チ) 駐車の用に供する面積が 6,000㎡以上の場合は、出口と入口を分離し、その間隔を10m以上としなければならない。 (縁石線又はさくその他これに類する工作物により、道路の車線が往復の方向別に分離されている場合を除く。)		
(令7条1項4号)	(リ) 出入口において自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りをすること。 この場合、切取線と車路との角度及び切取線と道路との角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは1.5m以上としなければならない。		
(令7条1項5号)	(双) 出口附近の構造は、出口から2m*後退した車路の中心線上1.4mの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ60°以上の範囲内で道路通行者が確認できるようにしなければならない。(*自動二輪車専用部分の出口にあっては、1.3m後退)		
車 路(	(4) 車路は幅員 5.5m以上*としなければならない。ただし、一方通行は3.5m以上*(当該車路に接して駐車料金徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分にあっては2.75m以上*)とすることができる。(*自動二輪車専用部分の車路にあっては、それぞれ3.5m以上、一方通行2.25m以上(1.75m以上))		
※ 該当]			

<sup>※</sup> 該当しない項目については、適・否の欄に"-"を記入してください。
※※大臣認定された特殊駐車装置については、本リストのうち構造・設備に関する基準は適用し ません。

項目	構 造 ・ 設 備 基 準	適・否	備考
及び条文	A CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR		(具体の内容・数値等を記入する)
(令8条3項)	(p) 建築物である場合の車路は (イ)のほか ①~④の規定によらなければならない。		
	① はり下の高さは2.3m以上とすること。		
	② 屈曲部は、内のり半径5m以上*とすること。(ターンテーブルが設けられているものを除く。) (*自動二輪車専用部分の車路にあっては、内のり半径3m以上)		
	③ 縦断勾配は17%を超えないこと。		
	④ 傾斜部の路面は、粗面又はすべりに く い材料で仕上げること。		
駐車部分の高さ (令9条)	建築物である場合、駐車部分のはり下の高 さは、 2.1m以上でなければならない。		
避難階段 (†10%)	建築物であって、直接地上へ通ずる出入口 のある階以外の階に車室を設ける場合は、建 築基準法施行令に規定する避難階段又はこ れに代わる設備を設けなければならない		
防火区画 (†11½)	建築物であって、給油所、その他火災の危 険のある施設を附置する場合は、建築基準法 等に規定する耐火構造の壁又は特殊防火設 備によって区画しなければならない。		
換気装置 (令12条)	建築物である場合、内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない。ただし、窓その他の開口部を有する階で、換気に有効な開口部の面積がその階の床面積の10分の1以上であるものは、この限りではない。		
照明装置 (令13条)	<ul><li>建築物である場合、次の照度を確保できる 照明装置を設けなければならない。</li><li>・車路の路面 10ルックス以上</li><li>・駐車部分の床面 2ルックス以上</li></ul>		
警報装置 (令14条)	建築物である場合、自動車の出入及び道路 交通の安全確保のために必要な警報装置を 設けなければならない。		

<sup>※</sup> 該当しない項目については、適・否の欄に"-"を記入してください。

<sup>※※</sup>大臣認定された特殊駐車装置については、本リストのうち構造・設備に関する基準は適用しません。